



# 「運転と地域移動支援実践者」制度の新設について

地域社会振興部 地域事業支援課 運転と地域移動推進班

昨今、作業療法士の自動車運転や地域移動支援にかかわる機会の増大を鑑み、本会では実践にかかわる作業療法士の質を担保するために、新しく運転と地域移動実践者制度を設けることとなりました。以下に概要を示します。

## 受講証明書を発行できる研修

本制度で指定する研修の修了者には、本会から研修の受講証明書が発行されます。受講証明書の発行対象となる研修は、

- ① 2021 年度までに開催された 1.5 日間の重点課題研修「運転と地域移動支援」
- ② 2023 年度から開催される 2 日間の新研修制度「運転と地域移動支援」

となります。①の受講者に対しては順次受講証明書を発行します（6 月中に発行を予定しています）。

また、新規に取得を目指す会員は②の研修を受講することとなります。

## 臨床実践と研鑽における報告

臨床実践と研鑽における報告として、申請年度から 5 年以内に自動車運転と地域移動支援にかかわる学会発表、論文掲載（筆頭に限ります）計 2 件の提出をしていただくこととなります。

## 認定証の申請方法

研修会受講者は図中に明記した必要書類を用意のうえ、協会事務局まで郵送していただけます。申請は認定審査会（今年度は年 1 回開催予定）を経て、理事会にて承認されたのち認定証発行の運びとなります。なお、認定証はメールにてお送りするかたちとなります。詳しくは、運転と地域移動支援実践者制度規程および運転と地域移動支援実践者制度規程細則 (<https://www.jaot.or.jp/seikatukankyou/driving-committee/>) をご覧ください。

